

①国名	Republic of Liberia (LR) (リベリア共和国)				
②名称	Liberia Intellectual Property Office (LIPO)				
③所在地	Old Labor Ministry Building U.N. Drive Monrovia				
④連絡先	(電話) (231) 775 53 35 95		(Fax) (231) 770 32 90 24		
	(E-mail) liberiaindustrialproperty@gmail.com		(internet) adelyn.cooper@l-ipo.org		
⑤組織の長	Acting Director General: Ms. P. Adelyn Cooper				
⑥沿革	<p>(1) 1972年5月14日に特許、著作権及び商標法が制定され、1972年8月12日から施行された。</p> <p>(2) 2003年4月30日に新しい工業所有権法 (Industrial Property Act of Liberia) が施行された。 また、この新しい工業所有権法の規定に基づき工業所有権庁が設立された。</p> <p>(3) 2003年4月30日に施行された新しい工業所有権法には著作権の規定は含まれず、著作権は独立法となった。</p> <p>(4) リベリアは、2010年3月14日にARIPOに加盟し、17番目の加盟国となった。</p>				
⑦所管	特許権、意匠権、商標権				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	1989/3/8	1989/3/8			
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
		1994/8/27	2017/1/4	2005/12/16	2005/12.16
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
	ブタペスト	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	リスボン
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
	1995/12/25	2009/12/11	1994/8/27		
ストラスブール	ウィーン	WTO			
		2016/7/14			

①国名	Republic of Liberia (LR) (リベリア共和国)					
⑪統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数				
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)				
	意匠	全数				
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)				
	商標	全数	762	885	811	702
		(内 外国出願)	762	885	811	702
		(内 日本から)	10	10	10	15
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数				
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)				
	意匠	全数				
		(内 外国出願)				
(内 日本から)						
商標	全数	854	959	912	739	
	(内 外国出願)	854	959	912	739	
	(内 日本から)	11	14	13	14	
出典: WIPO IP Statistics						

⑫ 組 織

<組織図>

①国名	<p style="text-align: center;">Republic of Liberia (LR) (リベリア共和国)</p>	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2016年施行 (2016年リベリア知的財産権法)
	③地理的効力の範囲	リベリア国内のみ
	④他国制度との関係	ARIPO加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人 (工業所有権法第9条(2)、(4))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。リベリアに非居住の出願人は、リベリア在住の代理人を選任しなければならない。 (工業所有権法第50条)
	⑦出願言語	英語(公用語)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。 (知的財産権法第13.12条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (知的財産権法第13.3条)
	⑩グレースピリオド*	次の事項が規定されている。 ・発明の出版物、口頭、実施等による出願日あるいは優先日前の開示の場合は、開示の日から12月。 (知的財産権法第13.3条)
	⑪非特許対象	(1) 発見、科学的法則、数学の方法。 (2) 商取引を行うための計画、規則又は方法、純粋な心理的行為又はゲームの方法 (3) 自然物及び自然物から分離された物質 (4) コンピュータプログラム及びその情報の提示 (5) 人間又は動物に対する治療方法。 (6) 動植物の品種 (知的財産権法第13.2条) (1) その実施が公序良俗に反する発明には特許を付与しない。 (工業所有権法第9条(5))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。新規性及び進歩性について審査される。 また、外国でなされた出願のサーチレポート、審査結果についても参酌される (知的財産権法第13.3条及び第13.9条)
	⑬審査請求制度の有無	有。出願日から36か月以内であれば請求することができる。 (知的財産権法第13.9条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。条文中に優先審査制度、早期審査制度についての規定はない。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願から18か月後に公開される。 (知的財産権法第13.9条)
	⑯異議申立制度の有無	有。出願の公開から付与までの間、利害関係人はいつでも異議申立を申請することができる。 (知的財産権法第13.9条)
	⑰無効審判制度の有無	有。 (知的財産権法第13.14条)
	⑱実施義務	有。出願日から4年、又は登録日から3年のいずれか遅い方の日までの不実施は、強制実施権設定の対象となる。 (知的財産権法第13.13条)
	⑲費用 単位 LRD (リベリア・ドル)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 150 US\$ [特許権維持に掛かる費用]
	⑳料金減免措置の有無	無。
	㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。

①国名	Republic of Liberia (LR) (リベリア共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2016年施行 (2016年リベリア知的財産権法)
	③地理的効力の範囲	リベリア国内のみ
	④他国制度との関係	ARIPO加盟国
	⑤出願人資格	創作者及び承継人 (工業所有権法第34条、第10条(1)、(2))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。リベリアに非居住の出願人は、リベリア在住の代理人を選任しなければならない。 (工業所有権法第50条)
	⑦出願言語	英語(公用語)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。5年単位で2回更新できる。(最長15年) (工業所有権法第37条(5))
	⑨新規性判断の基準	内外国公知、内外国刊行物 (工業所有権法第33条(1)、(2))
	⑩グレースピリオド*	無。
	⑪不登録対象	次の事項が規定されている。 ・公序良俗に反する意匠。(工業所有権法第33条(3))
	⑫実体審査の有無	無。(審査は、先ず方式審査(第35条(1)及び(2))後、第32条(意匠の定義)、33条(3)(公序良俗)について行なわれる。(工業所有権法第36条))
	⑬審査請求制度の有無	無。条文中に優先審査制度についての規定はない。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。条文中に優先審査制度、早期審査制度についての規定はない。
	⑮部分意匠制度の有無	無。条文中に部分意匠制度についての規定はない。
	⑯関連意匠制度の有無	無。条文中に関連意匠制度についての規定はない。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。条文中に組物意匠制度についての規定はない。
	⑱意匠分類	国際分類を採用している。 (知的財産権法第12.4条)
	⑲出願公開制度の有無	無。(公開制度はないが、出願は登録された公告(公開)される。(工業所有権法第36条(4)))
	⑳秘密意匠制度の有無	有。出願人からの請求に基づき、出願日から12月を超えない範囲で公開を延期することができる。 (工業所有権法第36条(5))
	㉑異議申立制度の有無	無。条文中に異議申立てについての規定はない。
	㉒無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、利害関係人は意匠の無効を裁判所に提訴することができる。(工業所有権法第37条)
	㉓登録表示義務	無。条文中に登録表示についての規定はない。
	⑳費用 単位 LRD (リベリア・ドル)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 150 US\$ [意匠権の維持に掛かる費用]
	㉔料金減免措置の有無	無。

①国名	Republic of Liberia (LR) (リベリア共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2016年施行 (2016年リベリア知的財産権法)
	③地理的効力の範囲	リベリア国内のみ
	④他国制度との関係	ARIPO加盟国
	⑤商標法の保護対象	商標、サービスマーク、団体商標、商号 (知的財産権法第10.1条)
	⑥商標の種類	文字商標、記号商標、図形商標、結合商標、立体商標 (知的財産権法第10.1条)
	⑦出願人資格	標章を使用する者(自然人、法人)
	⑧権利付与の原則	先願主義
	⑨本国登録要件	(情報が得られませんでした)
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。リベリアに非居住の出願人は、リベリア在住の代理人を選任しなければならない。 (知的財産権法第50条)
	⑪出願言語	英語
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。10年間ごとに更新できる。 (知的財産権法第10.9条)
	⑬「グレースピリオド」	(情報が得られませんでした)
	⑭不登録対象	(1) 識別性を有しない標章 (2) 公序良俗に反する標章 (3) 特に商標やサービスの起源や性質について、公衆に誤認を起こす標章 (4) 国家又は国内若しくは国際の機関の名称若しくは略称、旗、紋章、象徴若しくは記章を模倣するか又はそれと類似する標章(権利者から合意を得た場合を除く) (5) リベリアにおいて周知な商標又は商号と同一あるいは誤認するほど類似、または翻訳である標章 (6) 異なる所有者により既に登録されている商標と同一の標章 (知的財産権法第10.2条)
	⑮防護標章制度の有無	無。条文中に防護商標制度についての規定はなく、情報が得られませんでした)
	⑯周知商標制度の有無	有。 (知的財産権法第10.14条)
	⑰一出願多区分制度の有無	有。1つの出願で複数区分の商標出願ができる。 (知的財産権法第10.5条)
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。 (知的財産権法第10.6条)
	⑲審査請求制度の有無	無。条文中に審査請求についての規定はない。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。(条文中に優先審査制度及び早期審査制度についての規定はなく、情報が得られませんでした)
	㉑出願公開制度の有無	無。(出願公開制度はないが、出願は登録後公告(公開)される。 (知的財産権法第10.6条)
	㉒異議申立制度の有無	有。 (知的財産権法第10.6条)
	㉓無効審判制度の有無	有。 (知的財産権法第10.10条)
	㉔不使用取消制度の有無	有。3年。継続して3年以上不使用については、利害関係人は不使用取消を請求することができる。 (知的財産権法第10.10条)

①国名	Republic of Liberia (LR) (リベリア共和国)	
	②5商標分類	国際分類(ニース分類の版No.不詳)を使用している。 (知的財産権法第10.5条)
	②6図形要素の分類	(情報が得られませんでした)
	②7譲渡要件	無。商標は、営業権の譲渡とは関係なく、譲渡することができる。但し、譲渡に際しては、商品又はサービスの品質の維持が求められる。(知的財産権法第10.16条)
	②8費用 単位 LRD (リベリア・ドル)	[出願から登録までに掛かる費用]
		出願料 150 US\$
	②9料金減免措置の有無	[商標権の維持に掛かる費用]
		更新料
	②9料金減免措置の有無	無。